

令和元年度第1回吹田市地域福祉計画推進委員会(要約版)

1 日時 令和元年5月15日(水)午後2時から午後3時48分まで

2 場所 吹田市文化会館(メイシアター) 集会室

3 出席者ほか

(1) 委員 11名

岡田 忠克	委員長	松木 宏史	副委員長		
中谷 恵子	委員	鈴木慎一郎	委員	入江 政治	委員
山本 智光	委員	中條 憲孝	委員	森戸 秀次	委員
大槻 剛康	委員	小笠原尚代	委員	山本 真弓	委員

(2) 市職員 13名

中野 勝	児童部長
後藤 仁	福祉部長
秋山 美佐	福祉部次長(福祉総務課長事務取扱)
早瀬健次郎	福祉事務所長(生活福祉室長兼務)
森田 明子	高齢福祉室長
西村 直樹	障がい福祉室長
上村 里三	総合福祉会館長
重光 典子	高齢福祉室参事
霜竹美樹夫	福祉総務課課長代理
小林 孝太	福祉総務課主査
嘉儀 輝子	福祉総務課主任
千葉 朋子	福祉総務課主任
上垣 美帆	福祉総務課係員

(3) オブザーバー 2名

社会福祉法人 吹田市社会福祉協議会 広田倫久 局長 佐伯佳苗 次長

(4) 傍聴 1名

4 配付資料

資料1	第3次吹田市地域福祉計画 中間報告書
資料2	地域福祉市民フォーラム実施報告
資料3	前回の地域福祉計画推進委員会の質問・要望に対する回答
資料4-1	地域福祉計画の法的な位置付け等
資料4-2	『第4期大阪府地域福祉支援計画』<概要>
資料4-3	地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ
資料5	吹田市地域福祉計画推進委員会規則
参考資料1	地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について (平成29年12月12日付通知)

参考資料 2 第 4 期大阪府地域福祉支援計画

参考資料 3 吹田市地域福祉計画推進委員会委員名簿 及び
吹田市地域福祉計画推進委員会策定部会員名簿
(平成 26 年 4 月～平成 28 年 3 月)

5 内容

- (1) 開会
- (2) 議事

ア 第 3 次吹田市地域福祉計画 中間報告書

(事務局から資料に沿って説明)

A 委員 この中間報告書については、前回 2 月の委員会でも述べたように、このとおりで良いと思っている。23 ページの第 4 「今後さらに重点的に取り組むべき施策」が 3 つ示されているが、内容的に既に着手しているテーマや項目があれば教えてほしい。

事務局 1 番の「災害時要援護者支援体制の推進」については、現在地域支援組織向けのハンドブックの作成に取り組んでいるところである。また、福祉避難所におけるマニュアルについても整理を進めている。さらに、岸部中グループホームを福祉避難所に指定するために、協定締結に向けて準備を進めているところである。

2 番の「福祉意識の向上・地域福祉の推進」については、平成 31 年 2 月に地域福祉市民フォーラムを行ったが、福祉意識の向上についてはまだ取組が進んでいない状況である。

3 番の「福祉サービスやイベントに関する情報提供の充実」については、各団体と連携しながら色々な啓発を進めたいとは考えているが、現状では、啓発冊子を配布したところはない。

B 委員 中間報告書は 1,000 部作製され、施設連絡会等の評価者に配付するという報告があったが、介護保険事業者連絡会としても事業者がたくさんあるので、広く周知するためにもホームページ等で公開できないものかと思う。

もう 1 点、福祉避難所に関して、福祉避難所開設訓練がここ数年実施されている。開設訓練を行った施設数を今から追記することは難しいかもしれないが、何らかの形で、どこの施設で開設訓練が実施されたかということを記載したほうが良いのではないか。

事務局 1 点目、中間報告書のホームページへの掲載については、まだできていないが、今回も前回同様に掲載する予定である。

2 点目、福祉避難所開設訓練については、福祉避難所運営調整会議を立ち上

げており、各施設での訓練の状況や結果を報告いただいている。ホームページにはこのような内容は議事録に記載しているが、御質問の内容まで掲載できるかどうかについては、この場に担当がいらないため回答できない。追々情報は提供したいと考えているので、ホームページの掲載を検討したいと思う。

委員長 なかなか紙媒体に追記することは難しいと思うが、ホームページ等であれば定期的に追記できると思う。また御検討いただきたい。

C委員 評価に関して3点質問したい。

1点目は評価基準についてである。以前、評価基準が計画策定後に作成されたという話があったが、本来は計画策定と同時に作成するべきではないか。評価の直前に作成すると、どうしても恣意的なものが入る。

2点目は、評価分析についてである。前回の推進委員会で、2次と3次の評価結果を比較したグラフの資料が出た。委員会の数日前に、グラフの分析結果を尋ねたところ、まだできたばかりで分析していないとの回答だったが、今回もまだ説明がない。PDCAが回っているかどうかが一番問題であり、評価のための評価になってはいけないと思う。第4次計画策定に向けて第3次計画の反省点や良かった点を書いてあるが、結局あのグラフから何が言えるのか分析されていないとPDCAは回らない。

3点目は、評価者の貴重な意見をホームページに掲載していない理由を聞きたい。評価者が色々意見を出した中で、主な意見はこの中間報告書に入っているが、前回の推進委員会の意見を元に訂正し、全文を掲載するとのことだった。あれは資料2の参考資料だったが、今、ホームページには資料2しか掲載されていないのはなぜか。

事務局 1点目と2点目について、今回中間報告書を作製するにあたり行政評価と市民評価を取りまとめたが、委員のおっしゃるとおり、計画を策定してから後出しで評価基準を設けているところは反省すべき点だと思っている。第4次計画策定にあたっては、国や府からガイドライン等が示されており、評価分析を行えるように計画を立てるということと、進捗状況がはっきり分かるようにPDCAサイクルを回して進行管理していくことは考えているところである。市全体の話で言うと、行政評価を担当している企画財政室から評価の方法が出ていたり、総合計画において各個別計画の数値指標やPDCAサイクルによる進行管理が求められたりしているので、第4次計画では、当初に評価基準や分析方法を確立させたいので計画を策定・推進していきたいと考えている。

3点目について、前回の推進委員会で、全文については庁内推進委員会等で参考にさせていただくための貴重なデータとして活用する意味で紹介したが、中間報告書のホームページへの掲載と合わせて担当のほうで検討したい。

C委員 2点目については、私もすぐにPDCAは回らないと思っている。そもそも前期の推進委員会で5段階評価を4段階評価にしよう決めて、その結果を分析しないと、評価だけの評価、評価のための評価で終わってしまうということを危惧している。

3点目について、検討したいということは掲載しない可能性もあるということか。民生委員・児童委員及び地区福祉委員の皆さんがお忙しい中書かれた意見の中から、事務局が重要と思うところや意見が多いところを抜粋して中間報告書に記載したということだが、書き手の色々な思いがあるため、重要かどうかは事務局が決めるものではないと思う。

事務局 3点目について、全く掲載しないというわけではなく、載せる前提で検討は進めたいと考えている。前回の推進委員会で、全ての意見が本当に地域福祉の推進に係る意見なのか精査しないといけないと委員長から御指摘いただいた。そういう点を考慮し、必要に応じて委員長等に相談しながらまとめていきたいと考えている。

委員長 全文を掲載するときに重複する意見等があれば効果的でないという考え方もあるが、できるだけ意見に偏りが出ないように、色々な意見が反映された形での掲載を検討してほしい。

(2) 地域福祉市民フォーラム実施報告

(事務局から資料に沿って説明)

D委員 1点目、参加者の所属内訳で「その他（市民、NPOなど）71名」とあるが、その内訳を教えてください。

2点目、私も参加し、アンケートがあったと記憶している。市民の方が何を見て参加されたかというのは、周知する意味では重要だと思う。何かあれば教えてください。

事務局 1点目について、今、内訳は把握していない。内訳を出せるかどうかについては、持ち帰って確認したい。

2点目について、アンケート結果をまとめているものがあるので、委員に資料として配付する形で対応したい。

(3) 前回の地域福祉計画推進委員会の質問・要望に対する回答

(事務局から資料に沿って説明)

E委員 1番の成年後見制度の周知について、この対応で問題ないが、強調したい部

分が分からない。できれば「市民後見人についての施策を盛り込みたい」というような、少し具体的なものが回答としてほしい。

事務局 第4次計画の策定にあたっては、成年後見制度に関することも含め、市で大きな策定の方向性をまとめたいと考えている。第3次計画でも成年後見制度に関することは盛り込んでいるが、国や府としては、より推進していかなければならないという方向性で法律等も出てきている。このような観点も踏まえ、各団体や社会福祉協議会（以下「社協」という。）とも相談しながら、策定に取り組む中で進めていきたいと考えている。

委員長 市民後見についてはなかなか進んでおらず、先行事例も見つからない中で、各市町村は模索していると思う。できれば、委員が言われたように、市民後見の施策を盛り込むような形で第4次計画の策定を進めてほしい。

A委員 2番目の市民評価について、70名の評価者の是非を問うのではなく、市民意見を直接確認できるように評価方法を工夫する必要がある。民生委員や地区福祉委員などの評価者が聞いた話を集約しても、市民意見を直接集約したことにはならないと思う。評価者が増えても減っても、このことが改善できれば問題はないと思う。この点を解決するよう工夫してほしい。

事務局 市としては、市民総務室が市民意識調査報告書を発行している。地域福祉計画の関係では、第4次計画の策定にあたり、コンサルティング業者の支援も受けながら市民アンケートを実施することを検討している。市民アンケートの内容や項目等については、推進委員会での議論等も踏まえてまとめたいと考えている。その他にも、市では各分野別に市民意識調査を実施しているので、それらの分析を進めながら市民の声を反映させていきたい。

委員長 調査では、全ての項目で、どういうことを反映させたいのか、思いがこもったものでなければならない。市では分野別に調査を実施されているとのことだが、重複のないように、受け手が調査疲れしないような形で、生の意見が反映されるような調査を実施してほしい。

(4) 地域福祉計画の法的な位置付け等

(事務局から資料に沿って説明)

E委員 言っていることはよく分かるが、具体的に1項目ずつ示していかないと、幅が広過ぎて焦点が合わないところがある。何か意見を言うにも、どこから始めて良いものかよく分からない。行政から、吹田版として資料が出てくれば意見も出しやすいと思うが、委員長の意見を聞きたい。

委員長

今回の法改正は、「必要的記載事項」のところで地域包括ケアシステムを国が2025年までに構築するというを示している。実際にはここに焦点化された取組を考えていく。市としてどうやっていくのかということによって具体的な計画を作らなければならないと思うが、それを資料4-3にあるように住民主体で理想的に作り上げることは、その地域の特性や社会資源、ボランティア等の担い手との関係もあるので、そう簡単な話ではない。それでも、各地域でそれぞれの持ち味や特性を生かした実践ができていれば、市としてそれを取りまとめて大きな方向性を考えていかなければいけないので、計画の内容に優先順位を付けて考えていく必要があると思っている。結論的に言うと、教科書的にきれいな地域包括ケアシステムを作るということを仮に書けたとしても、実際にそれを運用していくところは難しいと思う。やはり地域特性を踏まえないと、こういうシステムは作れない。地域包括ケアシステムは、厚生労働省がかなり前から言っているので、先進的に取り組んでいる市はあるが、やはり何か売りや特性があってできている部分がある。吹田市ではどういうところを売りにして体制づくりをすすめるのか考える必要がある。そのために、吹田市の特性が何なのかをここで議論しても良いし、これまでも市民活動について御意見をあげていただいているので、それを反映させて議論しても良いかもしれない。吹田市の売りや特性は何かということ、改めて見直さないといけないと個人的には思う。

C委員

中間報告書には、例えば「居場所づくり事業」では、各部署の利用者実績が記載されているが、吹田市全体でどれ位なのかのイメージが一目で分かるような数字を出してもらえればありがたい。以前、我々は170事業ほど評価したと思うが、中間報告書にはこれらと同程度の多くの事業が記載されていない。人・物・金・情報などが不足している、事業が行き詰っているということが、全ての事業で1つの表になっていないと分からない。

参考資料1の2ページ後半の囲み「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について」の(1)に「住民参加の必要性」とある。改めて、この点を一番考えないといけない。この「策定指針の在り方について」は2002年に社会保障審議会福祉部会で取りまとめられており、この最後のほうに「地域福祉計画の最大の特徴は『地域住民の参加がなければ策定できない』ことにある」と言い切っている。だから、地域住民が主体となって地域福祉計画の策定、実行、評価を行う、そういう過程が地域福祉の推進の実践そのものになる。前回の推進委員会で、地域福祉計画の評価自体をもっと一般市民にしてもらおうべきではないかとお話ししたが、まさにこのことである。いきなりはできないので長い目で見えていかなければいけないが、根本はこの考え方である。平成29年12月に厚生労働省から市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドラインが出た。それは、この2002年の社会保

障審議会福祉部会の方針を踏襲している。だから、本当に地域住民が参画しないといけない。ただ吹田市は大阪府の中でも進んでいるほうである。吹田市では、努力義務化される10数年前から先行して素晴らしい1次計画を作っているが、そういうせっかくの財産が、年が経つにつれて減っているような感じがする。地域住民の参加が大原則であるということを、我々はまず認識しなければいけないと思う。議題3の2つ目の質問で、市民評価に若い世代からの意見を反映できる仕組みづくりはできないかとあったが、これとも関連している。現時点では、結局地域で福祉活動をされている皆さんが市民評価をしている。この方々の年齢は、60～70代の方が中心で、40代の方が少しいても、30代の方はおらず、すごく偏っていると思う。先ほど分野横断的という話が出ていた。保健センターで策定している自殺対策計画では、吹田市の特徴は、10・20歳の若者や勤め人の自殺死亡率が全国・府の平均に比べて高いということ。区分別自殺者数の上位5区分には、20・30歳の無職の女性が入っている。そういう意味でも、全ての層の御意見を聞かないといけない。今の70代の方は、民生委員・児童委員や地区福祉委員等の活動をされてセミプロ的なので、評価者に回るのではなく、一般市民が出した意見・評価を分析する立場に回ってもらうのはどうか。

委員長

地域福祉計画が、初めて、法律の言葉として社会福祉法に位置付けられたのが2000年で、福祉関係者が望んでいた状況になった。というのも、それまでは各福祉法が行政の縦割りで行われていたが、それに横串を刺して、地域福祉という形で位置付けられたのは大きいということが1点。さらに、先ほど言われたように、地域福祉の担い手が住民であり、様々な背景をもつ課題の解決を行政だけに任せるのではなく、住民が主体的に積極的に関わり、行政がそれをサポートするということが法律的に位置付けられたという意味で、ものすごく意味があったと思う。

先ほど、地域福祉の実践の過程そのものが大事だと言われたが、地域福祉では評価方法が2通りある。1つは、過程の中で住民がどう学び成長して課題を成し遂げていったかというプロセス評価であり、もう1つは、よく言われている目標タスクワークである。それを住民が意識化・認識化して、行政もそれを踏襲して計画に反映できたらということで、これまで地域福祉計画は策定されてきたと思う。地域住民不在で計画が策定されることはあり得ない、地域住民の評価への参画についても検討してほしいという話かと思う。

事務局

市民の福祉活動の広がりが見えにくいことについては、そのとおりだと思っている。第3次計画に数値目標は一切ない。あくまでも理念的な部分を書くに留まっているところもある。ただ、どの取組でも数値目標を立てられるような分野でもないということもあり、数値目標の設定については慎重に検討する必要がある。吹田健やか年輪プランでは具体的な活動指標や成果指標を用

いて地域包括ケアシステムの構築度合いを測っているので、地域福祉計画では、様々な個別計画で設定されている数値指標等も捉え、調和を図りながら、地域福祉の進捗状況を図るという計画にしたいと考えている。

住民参画については、よく使われる手法がワークショップや審議会の参画だが、民生委員・児童委員の協力等も含め、今後御提案をいただきながら検討できればと考えている。

委員長 過程を評価することは、確かに我々の研究でもなかなか難しい。定性的なものを見ていたら難しいが、そのあたりは何か工夫して数値化できるものと組合せながら、何か全体的な評価をしてもらえればと思う。

C委員 確かに評価というのは難しい。例えば総合計画の指標で、75歳以上の後期高齢者の要支援・要介護認定率が33.5%あるのを32%に下げるという目標があったと思うが、これは成果目標になると思う。介護予防のために多くの人が集まって何回も体操をしても、認定率が下がらなければコストパフォーマンスが悪いので評価はされないということで、総合計画のこの指標はすごく良いと思う。

先ほどワークショップの話が出たが、もう検討しますと言っている時期ではないと思う。児童虐待をはじめ、成年後見制度や自殺対策、直近では高齢者の保健事業と介護予防の一体化など、この2年くらいで多くのことが国から下りてきており、福祉だけでなく、保健・医療と一体で取り組まなければいけないことを考えると、もうそれほど時間がない。

また、この地域福祉計画と社協の地域福祉活動計画の一体化を検討されてはどうか。もちろんメリット・デメリットはあるが、大阪府内でも20自治体ぐらいがそれを実践されているようだし、中核市でも一部あるようである。参考資料2の59ページ「地域福祉計画策定の勘所」というコラムに、泉佐野市と富田林市のことが載っている。両市とも、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体化させている。この地域福祉計画の延長線上で一般市民の意見を聞くのは、せいぜい我々市民委員か地域福祉市民フォーラムの場くらいで、やはり一時的である。例えば、社協は地区福祉委員会というボランティアさんもあるので、そういう資源を利用して一般住民にも少しずつ入ってもらえばいいのではないか。地区福祉委員会の会合に何度か参加したが、一般市民があまりいないと言うか、そもそも御存知ない方も残念ながら多い。少しずつ一般住民に入ってもらって、日常の生活課題を話してもらい、そうしているうちにだんだんその人が役員になってくるはずである。この地域福祉計画は、そもそも地域福祉活動を側面から、下から支えるという位置付けだと思う。実際、現場の一番近くでしっかり活動されているのは、社協のネットワークである。社協の認知度は低いけど、人・物・金・情報の資源がある。人は地区福祉委員会やボランティアさん、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）を始めとした行政か

ら委託されている各コーディネーターがおられる。物は施設連絡会、お金は善意銀行や色々な寄附、情報は社協だよりがある。これだけ資源が揃っているネットワークはない。この間の評価にも書いたが、社協の機能を分断して評価させているので、余計に認知度が上がらない。地域は市報やHPを発信すればいいという機械的なものではなく、やっぱり情だと思う。社協にこれから一番期待されるのは、情緒的地域ネットワークの要であることだと思う。そこに先ほど言ったセミプロも含めて、ボランティアさんがいて、そういう中で地域密着型ボランティアさんが増えてくるはずである。そういうことを一体的に見ていくためにも、是非一体化の検討をしてほしい。

委員長 そのあたりは市も意識しており、オブザーバーとして社協の方を呼んでい
と思う。社協から何かあるか。

社協 おっしゃるとおり、地域福祉活動計画を地区福祉委員会並びにボランティアセンターに集うボランティアさんと一緒に作成している。第1期の地域福祉活動計画を策定した1年後に、吹田市が地域福祉計画を策定された。社協が、こういう活動ができれば良いと思うことを、地区福祉委員と一緒に策定したものが地域福祉活動計画である。その中でCSWの配置や、ボランティアセンターに専任職員を配置する等、そういったことを自由に書かせていただいて、それを吹田市が地域福祉計画で採用している形になっている。一緒に作成していないが、先行して夢を語って、それを実現していただいているという状況である。一緒にやることのメリットも、一緒にやらないことのメリットも双方あるとは思うが、現在は、社協が活動しやすいように、吹田市に支援してもらっている。昨年の災害ボランティアセンターにおいても、活動計画では地域住民の皆さんと一緒に災害ボランティアセンターを運用するという意味を書いているが、実際はしっかり吹田市が支えてくれて活動しやすい状況を作っていただいている。必ず連携して活動を続けている状況なので、その点は御理解いただきたい。今年度は、第4次地域福祉活動計画策定期間になっている。話し合いの場に福祉総務課の職員も可能な限り参画をして、地域住民がどのような話をしているのか、実際に聞きたいとのことだ。地区福祉委員やボランティアさん、施設連絡会の皆さんが、この吹田をより良くしたいという熱い思いを語っておられるのを、行政職員も一緒になって聞いてくれる。そのあたりも踏まえて、地域福祉活動計画と地域福祉計画が1年ずれて策定されている状況になっている。また、一体化については、広範な議論を重ねたうえでその結論になれば、社協としては異存のないところである。良いあり方、着地点を見つけていきたいと考えている。

委員長 今、夢を語るとか描くという話があった。地域住民が主体的に動こうとしたときに、課題だけを見つけて、前向きに皆で協力して頑張ろうとは、なかなか

できないときもある。5年後、10年後の自分達の住んでいる地域をこう変えたい、こうありたいと思うことが、先ほどの話で言うと夢を語るというところかと思う。それは、そこに住んでいる人しか語れないと思うので、今回の地域福祉活動計画でもそのあたりについて意識をして盛り込み、また行政の計画に反映させていくような形にしてもらえたらと思う。福祉総務課の職員も現場で話を聞くとのことなので、よろしくお願ひしたい。

F委員　　私は、まさに、資料4-3の図「ご近所」の立場でもある。時間をかけて理想的なことや作戦的なことを考えるより、一歩踏み出すことが大事ではないか。私はアクションを起こしたくてうずうずしているし、周りにもそういう方はたくさんいる。アクションを起こすときに、最初にどこに問合せたら良いのか、今日明日からでもここに声をかけてくださいというものがほしい。構想や計画という立派なものは将来的に大事なことかと思うが、今現在起きていることをどう解消していくのか。まず投げかけられる窓口を明確にして、一歩踏み出すことをもう少し簡略にできないか。

委員長　　「地域包括ケア」や「我が事・丸ごと」というのは、急に国が下ろしてきたもので、市町村としてもどう解釈をして自分達の地域に生かしていくのか試行錯誤しているところだと思う。今の意見のように、住民にとっては、本当に地域が良くなることが大事なので、窓口が見える化できないといけないと思う。そのあたりも意識化して次回の計画と実際の取組にも反映してもらえればと思う。

事務局　　今の意見のように住民が色々な取組をしたいというニーズは潜在的に多いと考えている。社協やCSWの知名度が低い点は課題だが、市としては重要な資源だと考えている。第3次地域福祉計画の95ページに相談・支援体制のネットワーク図を載せている。身近な地域と広域的な圏域の間にあるのが、社協やCSWになっていて、それが住民とサービスをつなぐ役割となっている。そういう点を、まずはしっかり周知し、より分かりやすいように、よりつなぎやすいように、市民が活動しやすい場を提供するということを、今後しっかり検討していく必要があると考えている。

E委員　　民生委員の活動で言うと、非常に多くのことをやっており、1つ減らすと3つくらい増えて困っている。色々なことをまず問合せできる窓口をつくるのはどうかという意見があり、個人的にはそうしたいと思っているが、現実的には民生委員だけで考えるのは難しい。

資料4-3を吹田版に作り直したら、もう少し住民の方にも分かりやすいのではないかと思う。地区福祉委員も民生委員も高齢者だけを担当しているように聞こえるが、そうではない。特に民生委員・児童委員は、生まれたときか

ら看取りのところまで幅広く見ていて、各担当が世代を限定して担当しないと全部見られない。先ほど話に出た若い世代の自殺率の高さについては、資料を見て知った。ある程度若い世代にもターゲットにしていけないといけないことは、前から分かっているが、なかなか手が回らない。資料4-3の図を見て問題提起され、それを解決し、その結果を他の方にも常に伝えていけないといけないと思っている。それと、先ほど委員長が言われたように、現実の問題が起きてそれを解決に導くことは誰がしているのか、それを伝えてくれるのは誰なのか。行政だと言ってしまうとそれで終わりだが、実際は民生委員なり地区福祉委員がやっている。これは表には出てこないが、このことを強調するかしらないか、行政はどう思われるのかを聞きたい。個人的に一番ネックになっているのは「地域でやってください」という「地域」とは誰なのか、ということである。民生委員ではなくて、お子さんを育てているお母さん、お父さん、それから学生や社会に初めて入られた方、そのような方が主役であり、私達は少しだけお助けしているということも、もう少し行政の中で強調できないかと思っている。今回の計画策定にあたって、吹田版のこれがメインだと、全国で吹田は素晴らしいと言われるような内容ありきで考えてほしい。

A委員

今の委員の意見は、エッセンスとしてよく理解できる。地域福祉計画に関わる法律が変わることをどう活用するか、どう利用するかという観点で考え方をまとめないといけないと思う。つまり、行政計画と社協を代表とするような団体の実行計画は対であり、それぞれの社会的な役割は違う。だから、一体的というお話もあるが、これから社協がやるべきことは中間支援機能としての拡充であり、それが社会的な要請の中で強くなってくると思う。その核として社協が位置付けられるべきではないか。

地域福祉計画に関わる法律の改定を、例えば錦の御旗にして、いかなる計画に対してもリーダーシップを取るという覚悟でこの法律を受け止めることが必要だと思う。これまでの地域福祉計画に、法律で改定されたところを付け加える、必要ないところを削除するというやり方は今後どうなのか。行政に期待するという厳しい言い方をすると、この法律改定をいかに伝家の宝刀として使うかによって、吹田市が他の地域に先駆けて強い発信力を持つ要になるのではないか。抽象的な言い方で申し訳ないが、特に社会福祉関係の法律は2000年以降随分変わっている。改定される地域福祉関連の情報を行政としてどう上手く活用するのか、そういう視点がないといけない。このチャンスを活用するお考えがあるのか、お聞きしたい。それぐらいのパワーがないと、福祉は前に転がらないという感じがする。

B委員

事業所側として、私達が実際に現場に入っている中で感じていることを申し上げたい。計画はできる限り分かりやすいものに、PRが苦手な部分もあるが、私達の活動が理解してもらえるような見える化が必要だと思っている。参

考資料2の18ページに大阪しあわせネットワークという活動が掲載されている。吹田市では吹田市社協の中の施設連絡会の吹田しあわせネットワークという活動の中で、私達社会福祉法人が業種を超えて縦割りではなく横の連携を使いながら、それぞれの持ち味を生かして制度の狭間の問題や困りごとを解決していこうという体制を取っているが、やはりまだまだ周知が図れていないという実感がある。私の施設に、病気で失業した40代男性から「市で生活保護の相談をしているが、ゴールデンウィーク明けになると言われている。その間に電気が止まってしまうため、何とか支援してもらえないか。」と相談があった。これには、大阪しあわせネットワークの仕組みを使って電気代を支援した。こういう困りごとの相談先として、社会福祉施設や介護事業者も受け口になり、つないでいかないといけない。今後、困りごとが複雑化・多様化していく。それをどう解決していくのかは、社協を通じたネットワークがすごく大事になってくると思っている。そういう活動をよりバックアップできるような計画の内容にしてもらいたい。

G委員 私は点字のボランティアをしているので、福祉教育等で地域の公民館等から呼ばれることがある。住所を使って点字を学んでもらおうと考えていたが、今の子ども達の中には、自分の住所が書けない子が結構いると聞いて驚いた。なかなか学校で書くことがないし、もちろん教えることもない。迷子の子どもを家まで連れて行こうと住所を聞いても分からない。いくら地域で課題の解決をと言っても、現実にはそういうことがあると分かってほしい。

以前は子ども会にも地域の自治会にも参加していたが、今はマンション自体が自治会に入っていないため、加入していない。地区福祉委員会等にお世話になっている部分はたくさんあると思うが、それを認識していない人が多いところに住んでいる。つい最近、ボランティアの方が自主的に近くのパークで若い人を対象に活動されたときに、若いお父さん、お母さんや子ども達がたくさん集まっていた。そういうボランティアをやる人はたくさんいるし、若い人もたくさんいる。だから、自治会に入っている人等で条件を付けるのではなく、もう少し自由に色々なことができれば自然と色々な方が加わってくるのではないかと。枠の中でやろうとすると、その会に入れない方がいっぱいいる。自分達はその会でできることがなければ、入っても仕方がないと敬遠しているのではないかと。自治会に本当は入るべきだと思うが、敬遠する人も逆にいるのではないかと。そういう方も応援してほしい。

C委員 先ほどお話があった大阪しあわせネットワークの関係は、福祉のアクセシビリティの問題だと思う。例えば、全国的に生活困窮者レスキュー事業は評判が良い。それが生活困窮者の関係をやっている生活福祉室のホームページにリンクされていないし、福祉事業所をネットで見る人は少ないと思う。だから社協の認知度を上げないといけない。第3次地域福祉計画策定時の吹田市民

の地域福祉に関する実態調査で、社協の単なる認知度ではなく、名前もやっていることも知っているという回答は 13%、同様にCSWについては6%で、すごく低くてもったいない。社協の認知度が上がり、とりあえず福祉は社協であるとなったら生活困窮者レスキュー事業にもつながる。例えば、地域づくりが上手く回っているかどうかの指標が難しいのであれば、社協の認知度が上がれば上がるほど地域福祉が進んでいるという指標でも良いと思う。これだけたくさん良い制度やサービスがあるのになかなかつながらない。民生委員の認知度もそうで、僕達が若い時は誰でも知っていたが、今は知らない人が多い。例えば、高齢者の介護や子育てに関心がある人が、とりあえず高齢福祉室か児童部へアクセスしたときに社協の制度も分かれば、認知度の向上につながる。人が集まる場所、人が注目する場所に情報を集めないという意味がない。民間ではとりあえずアクセスしたらどんどん買わせるような方向に誘導する。そういう発想でやらないと、いつまで経っても認知度は上がらない。全国的にも社協の認知度は低い、低いからではなく、吹田市が見本を見せるような気前で頑張らないといけない。これは行政だけでなく、我々委員も含めて責任を持ってやるべきだと思っている。

委員長

サービスにつながらないという話があったと思う。福祉の問題で大きなところの一つは、実際に問題を抱えている地域住民が、自分が問題を抱えているかどうか分かっていないということがある。どんな問題を抱えているかも分かっていないので、そもそもアクセスする気もないというところに課題がある。だから、その周りの人が支えていこうというところにつながっていけばもっと生活が良くなる、みたいなことのアクセシビリティも改善していかないと、なかなかサービスにつながらないと思う。そういう制度の狭間でサービスにつながらない人をどう支援していくのかも計画の中に意識化していく必要がある。

資料4-3の図で吹田市版というお話もあった。私も冒頭申し上げたが、これを見ても抽象的すぎて分からない。それはもう仕方がない。結局は、吹田市の強みや弱みを反映させたものを作らないといけない。それはやはり、実際の地域の声を反映させたものでなければならぬ。資料4-3の図は大阪府・国のものであるが、本市の場合はどうしていくのか工夫していただきたい。

地域福祉計画の「我が事・丸ごと」や「地域包括ケア」は、実際の生活の場に視点を落としてどういう支援が必要かを考えようとしている。例えば、障がいのあるお子さんを抱えている高齢の御夫妻がいると、その御夫妻への高齢者福祉のサービスが必要であったり、その子どもの面倒を見るために経済的な活動が難しく、生活保護を受給しないといけなかったり、もちろんその子どもに対する障がい者のサポートも必要になる。結局、実際の現場は色々な福祉の問題が複合して起きているが、これまでの福祉の支援は法律上どうしても縦割りで行ってきた。そこに横串を刺して、地域住民の支援も借りながらいう

ところを作っていないといけない。そこに要があると思う。少し工夫が必要かと思うが、引き続き市でも計画を作っただければと思う。見える化、分かりやすさというお話も当然のところかと思う。それも計画に反映させてもらいたい。

自治会などに入るべきと住民を縛ってしまうと入らない、その縛りが無いほうが良いのではないかということはシンプルにそう思う。色々な人が何をきっかけに参画してくれるのか、こちらが想定していること以上にあるのではないか。一步踏み出すところというのは、色々ある。何か制限をかけるようなことは、確かにないほうが良いのかなとは思う。

(5) 策定部会の設置並びに部会長の選任及び委員の選出

(事務局及び委員長から資料に沿って説明)

委員長 できるだけ今までの議論、住民の参加、市民の参加というところも反映させながら作業部会で詰めていきたい。委員及び部会の構成については、事務局と調整のうえ決定したいと思う。詳細については私に一任いただきたいが、よろしいか。

委員一同 異議なし

委員長 決定した策定部会員については、次回の推進委員会でお知らせする。
以上で本日の議題は全て終了となる。事務局から事務連絡をお願いする。

事務局 次回の開催は7月頃の予定で現在調整を行っている。詳細が決まり次第連絡する。

委員長 これで、本日の地域福祉計画推進委員会を終了する。